

## 巻頭言

農地中間管理事業 5 年目の平成 30 年度が始まりました。一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃から事業の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

平成 29 年度の農地中間管理事業は、農業振興地域のある県内 34 の全市町が取り組み、担い手への集積面積(公社からの貸付け面積)は、28 年度の 405.5ha を大幅に上回る 826.9ha となりました。県、市町、農協、農業委員会等関係機関の皆様ののおかげと感謝申し上げます。

さて、平成 30 年度の「農地中間管理事業の推進方針」が下記のとおり決まりました。集積目標面積は 1,200ha、また重点的に取り組む事項として、人・農地プランとの連動、重点実施区域での着実な推進などの 6 項目を掲げ、さらに農業委員会等との連携や各地域の取組の展開方向などを示しました。引き続き皆様の御協力をお願い申し上げます。

現在、農林水産省では、5 年後の事業の見直しに向けて検討を進めています。検討内容は今後明らかになってくると思いますが、時間と手間のかかる事務手続きや実施状況報告などについて、かなり簡素化されると聞いています。なお、一部の添付書類の簡素化が今年度から行われます。情報が入り次第お伝えします。

農地中間管理事業は今後も長く続く事業です。今年度も皆様の一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とします。



(理事長 大谷徳生)

## 平成 30 年度 農地中間管理事業 推進方針 (概要)

県、農業会議、公社では、平成 30 年度の「農地中間管理事業の推進方針」を策定しました。

従来からの取組に加え、農地利用最適化推進委員との連携強化や農地中間管理機構関連農地整備事業の活用などにより、関係者が一丸となって農地の集積・集約化を推進します。

### 1 農地中間管理事業による農地集積目標

農地中間管理機構を活用した農地集積面積	1, 200ヘクタール
---------------------	-------------

### 2 重点的に取り組む事項

(1) 人・農地プランと連動させた推進	実効性の高い「人・農地プラン」の作成・見直しの推進、話し合いが進んだ区域の重点実施区域への位置付け等
(2) 重点実施区域における着実な推進	重点実施区域毎の年間スケジュールや集積目標面積を定め、進捗管理を行い、計画的かつ着実な事業活用を促進等
(3) 農地基盤整備事業と連携した着実な推進	農地整備事業実施区域での農地中間管理事業の活用を推進するため、関係機関と連携して一体的に推進等
(4) 補助事業と連動させた推進	荒廃農地等利活用促進交付金、経営体育成支援事業などの各種補助事業の実施と連動させ、農地中間管理事業の活用を推進等
(5) 農業経営体の育成と連動させた推進	ビジネス経営体や農業法人、認定農業者等を育成するため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進等
(6) 利用権満期更新時における活用推進	利用権等設定促進事業や農地利用集積円滑化事業の満期更新時の農地について、農地中間管理事業を活用し権利の再設定を促進等

### 3 農業委員会など関係機関との連携

### 4 農地中間管理事業の周知徹底と制度理解の促進

### 5 各地域の取組の展開方向

# 平成 29 年度 借受け・貸付け実績

## 【市町村別借受け・貸付け面積】

(単位:ha)

市町名	借受け面積	貸付け面積	市町名	借受け面積	貸付け面積	市町名	借受け面積	貸付け面積
下田市	1.3	1.3	裾野市	0.5	0.3	牧之原市	31.5	42.4
東伊豆町	0.1	0.1	長泉町	0.5	0.8	吉田町	7.0	5.8
河津町	0.2	0.2	御殿場市	3.8	5.4	志太榛原計	121.4	126.8
南伊豆町	2.1	2.1	小山町	3.1	3.7	御前崎市	2.8	2.8
松崎町	0.2	0.2	東部 計	98.4	97.4	菊川市	2.6	0.9
西伊豆町	0.04	0.04	富士宮市	41.0	47.0	掛川市	13.1	28.7
賀茂 計	3.9	3.9	富士市	51.3	66.8	磐田市	304.0	309.8
熱海市	0.3	0.3	富士 計	92.3	113.9	袋井市	28.8	28.8
伊東市	1.7	1.2	静岡市	50.6	53.3	森町	0.3	8.0
三島市	16.4	17.3	中部 計	50.6	53.3	中遠 計	351.5	379.0
函南町	16.1	12.6	島田市	16.3	15.7	浜松市	36.5	45.0
伊豆市	1.1	1.3	焼津市	40.9	39.7	湖西市	7.9	7.8
伊豆の国市	2.2	2.2	藤枝市	21.3	18.9	西部 計	44.4	52.8
沼津市	52.8	52.4	川根本町	4.3	4.3	合計	762.5	826.9

## 【年度別借受け・貸付け面積】

(単位:ha)

	H26	H27	H28	H29	計
借受け面積	72.3	423.4	447.0	762.5	1,705.0
貸付け面積	14.9	439.8	405.5	826.9	1,687.0

\*本年度は、全ての市町（農振地域のない清水町を除く）において実績を上げることができました。また、借受け面積は前年比70%増の762.5ha、貸付け面積は104%増の826.9haで、ともに前年度実績を大きく上回る結果となりました。

## 【年度別・作物別貸付け面積（暫定値）】

(単位:ha)

年度 作物	H26	H27	H28	H29	計	比率%
水稻	5.3	285.8	241.1	474.5	1,006.6	59.7
茶	0.8	21.1	47.1	171.3	240.2	14.2
野菜	8.8	43.2	42.8	75.7	170.4	10.1
果樹		51.1	41.2	41.2	133.5	7.9
飼料作物		27.3	20.8	44.7	92.8	5.5
花き		3.7	3.2	8.1	14.9	0.9
その他		7.6	9.4	11.5	28.5	1.7
計	14.9	439.8	405.5	826.9	1,687.0	100.0

\*作物別貸付け面積は、水稻が全体の約6割を占め、次いで茶、野菜、果樹、飼料作物の順になっています。平成29年度は茶が前年の約3.6倍と大きく伸び、水稻が前年の約2倍、野菜が1.8倍となりました。

## 事業の活用事例

### 親子で始めたトマト栽培～農地中間管理事業で規模拡大を目指す～(株)トマトップ(牧之原市)

牧之原市坂部で、トマトの生産・販売を行っている(株)トマトップ。代表取締役の山本義明さんは、元々は茶農家でしたが、7年前、トマトへの経営転換を決意。当時、大学進学を目前に控えていた息子の恭平さんが急遽進学を取りやめて県外のトマト農家で修行し、1年後、親子で一からトマト栽培を開始しました。

ミニポットによる養液栽培技術を取り入れ、昨年秋以降の天候不順で各地のトマトの生産量が減少する中、トマトップでは、ほぼ平年並みの収量を上げています。義明さんは、まだ若い後継者のため、農地中間管理事業を活用して規模拡大を図っていききたいと語っていました。



左：恭平さん、右、義明さん

### イチゴ後継者確保に農地中間管理事業を活用(焼津市)

焼津市飯淵で35aのイチゴを栽培している松田肇さんが長年にわたって力を入れているのが農業後継者の育成です。農業に関心を持つ若者を短期、長期を問わず積極的に受け入れており、松田さんのもとで研修を積み、独立した新規就農者は10人を超えています。現在も県の「がんばる新農業人支援事業」を活用して研修している農家の“卵”が2名おり、日々、イチゴ栽培技術の習得に励んでいます。

新規就農にあたっては、農地の確保が最も重要となります。松田さんは、今後も市、JA等と協力し、農地中間管理事業を活用しながら、新規就農者への支援を続けていききたいと語っていました。



松田さんが育てた農家と研修生  
(右から3人目が松田さん)

## 農業経営基盤強化促進法及び農地法が一部改正されます

### 背景

全農地の約2割を占める相続未登記農地等は、共有者の探索がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害

農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りで使用すると農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

### 法律案の概要

#### 所有者不明農地の利用の促進

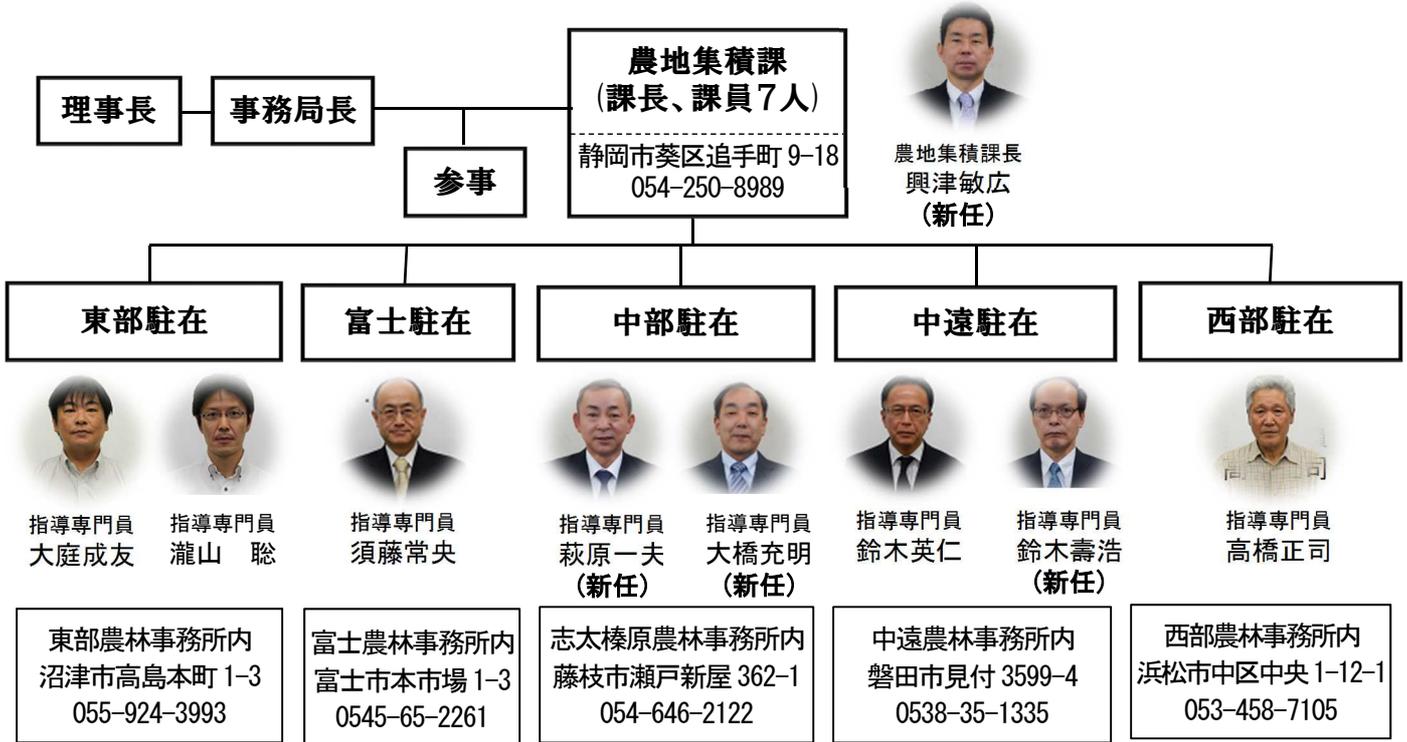
- 所有者不明農地について、共有者の1人でも、農業委員会の探索・公告手続を経て農地バンクに貸付け可能にする。
- 農業委員会の探索は一定の範囲に限定。
- 利用権の期間は「5年」から「20年」に長期化。(基盤強化法、農地法)

#### 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱

- 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。(農地法)

# 農地中間管理事業は農地集積課と県内5か所の駐在が担当します

平成30年度から農地集積課長が新任の興津となりました。また、県内の5農林事務所に8人の駐在員を配置していますが、このうち3人が新任となりました。よろしくお願ひします。



# 農地中間管理事業のリーフレットを作成しています

公社では、農地中間管理事業のより一層の周知を図るため、簡潔、分かりやすさを重点に新しいリーフレット (A4版、両面) を作成しています。

5月中を目途に関係機関に配布していく予定です。まとまった部数が必要な場合は、御連絡ください。

(表)

**農地の貸し借りは農地中間管理事業で!!**

「年をとって農業ができなくなりそう」「後継者がいない」など、農地のことで困っている方「農地を増やしたい」「集積・集約化したい」など、規模拡大や効率化を図っていききたい方 公的機関の静岡県農業振興公社が間に入って農地の貸し借りをいたします

**農地を貸したい人 (出し手)** / **農地を借りたい人 (受け手)**

静岡県農業振興公社 (農地中間管理機構) / 静岡市・JA・農業委員会

**出し手のメリット**

- 安心して農地を貸すことができます
- 借り手農家と個別に交渉する必要がありません
- 賃料は確実に受け取ることができます

**受け手のメリット**

- 経営規模の拡大や集約化ができます
- 借入期間中は安心して耕作できます
- 賃借料の支払いは、公社(機構)が所定で済みます

使用賃借もできます

公社では、農地の区画拡大、用排水路や農作業道の整備などの 簡易な基礎整備事業や農地の売買事業も行っていきます

詳しくは、静岡市、JA、農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員) 又は公社にお問い合わせください

(裏)

**どうすればいいの?**

**農地を貸したい人(出し手)** / **農地を借りたい人(受け手)**

まずは相談を!

**相談** 市町、JA、農業委員会へ「農地を貸したい」旨を相談 / **応募** 農地中間管理事業応募申請書を市町、JA又は公社に提出

**貸付希望申込** 市町又はJAに農用地等貸付希望申込書を提出 / **公表** 公社のホームページで貸付希望者を公表

**マッチング** 出し手と受け手の結びつき(マッチング)、市町、JA、農業委員会、公社が協議して調整します

**集積計画作成** 出し手と公社との貸し借りの権利設定を市町が公告 / **配分計画作成** 受け手と公社との貸し借りの権利設定を市町が公告

**公社借受決定** 公社による農地の借受けが決定 / **公社貸付決定** 公社による農地の貸付けが決定

※農業振興地域内の農地が対象です  
※貸付農地である場合や受け手を確保しても届かない場合は借受けできないことがあります  
※貸付希望の場合は、出し手・受け手それぞれに貸付料の1/4(貸付農地)の手数料がかかります

**【表】 農地の集積・集約化を進めよう! 【管理】**

A	F	B		A	B	東部駐在
B	A	F		B	A	富士駐在
C	D	E		C	D	中部駐在
A	F	B		A	B	中遠駐在
B	A	F		B	A	西部駐在

農地中間管理機構がサポートします 静岡市 農業振興公社 検索

本社	農地集積課	054-250-8989	〒420-0853	静岡市葵区追手町9番18号	静岡中央ビル7階
東部駐在		055-924-3993	〒410-0055	沼津市高島本町1の3	北部農林事務所内
富士駐在		0545-65-2261	〒416-0906	富士市本市場441の1	富士農林事務所内
中部駐在		054-646-2122	〒426-0075	藤枝市美戸新屋362の1	志太榛原農林事務所内
中遠駐在		0538-35-1335	〒438-8558	磐田市見付3599の4	中遠農林事務所内
西部駐在		053-458-7105	〒430-0929	浜松市中区中央1丁目12の1	西部農林事務所内